

東京海洋大学競争的研究費等からの研究代表者等の人件費の支出により確保された
財源の活用方針

令和4年12月2日
学 長 裁 定

「東京海洋大学競争的研究費等に係る研究代表者等人件費制度に関する取扱いについて」(令和4年12月2日学長裁定。以下「研究代表者等人件費制度に関する取扱い」という。)第7第2項に規定する活用方針について、下記のとおり必要な事項を定めるものである。

記

1. 目標

研究代表者等人件費制度に関する取扱い第2第2号に定めるPI等に対してインセンティブを付与することによりPI等の処遇改善及び研究パフォーマンス向上を図るとともに、本学の研究力強化を図ることを目標とする。

2. 目標を達成するための具体的な経費の使途

(1) PI等に対するインセンティブの付与

予算額は確保された財源の70%とする。

- ①処遇改善：PI等本人に対する特別手当
 - ②研究に集中できるための環境整備：PI等への研究環境整備のための予算配分
- なお、処遇改善及び研究に集中できるための環境整備に充てる財源の割合はPI等が設定するものとする。

(2) 本学の研究力強化のための取組

予算額は確保された財源の30%とする。

- ①若手研究者の新規雇用
- ②博士課程学生等の処遇の改善
- ③若手研究者のスタートアップ研究の支援
- ④共用研究設備・機器の充実
- ⑤その他本学の研究力強化に資する取組

3. 留意事項

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費等の直接経費からPI等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。
- (2) 本活用方針は、本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 本活用方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの強化等と併せて取り組むこととする。